

北海道本別高等学校における
いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針
(本高いじめ防止基本方針)

令和 6 年(2024 年)10 月 15 日

1 はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)やそれに基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣)のほか、「北海道いじめの防止等に関する条例」(平成 26 年北海道条例第 8 号)、「北海道いじめ防止基本方針」(令和 5 年 3 月改定)などを踏まえ、北海道本別高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めたものである。

本校は、全ての教職員がこの基本方針に則り、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持つとともに、いじめを受けた生徒に非はないとの認識に立ち、本校生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、家庭とも連携し、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかな解決を図るなど、「いじめのない学校」を目指すものである。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第 2 条】

条例では、いじめの定義として、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

3 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- (1) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめ

の芽はどの生徒にも生じ得る。

- (2) いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- (5) いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相

当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 いじめの防止

本校では、生徒に「いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。」ことに対する指導を徹底する。このため、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との信頼関係の構築に努めるものとする。

(1) 本校の教職員は、次の基本的な認識を共有し日々の教育実践を行う。

ア いじめは、絶対に許されない卑怯な行為である。

イ いじめは、何時でも、誰にでも、どこにでも起き得るものである。

ウ いじめに対しては、本校の全ての生徒、保護者、教職員が協力して根絶に取り組む。

(2) 本校の教職員は、次項についての共通理解の下、教育活動に取り組む。

ア いじめの構造

いじめは、単に被害生徒と加害生徒といった構造だけではなく、観衆や傍観者などの周囲の生徒も関わる場合が多い。また、周囲の生徒の捉え方次第で抑止や促進が同時に起こる場合がある。

イ いじめの動機

いじめの動機は、嫉妬心、支配欲、愉快犯、同調性、嫌悪感、欲求不満などがほと

んどである。

ウ いじめの態様

いじめの態様には、「悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅かし、性に関わるもの、マウンティング、誹謗中傷、噂の流布、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り」など多様で、教職員の目が行き届かない場合があることに留意する。

(3) いじめに向かわない態度や資質・能力の育成を図る。

本校の「道徳教育の全体計画」に基づき、学校の教育活動全体を通じて、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる能力や、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ア 年間指導計画

月	職員会議等	未然防止	早期発見
4月	・指導方針作成 ・計画作成 ・入学式（保護者へ）	・入学前の中学校との情報交換 ・学級づくり ・生徒指導講話 ・携帯電話安全講話 ・３ＨＰの実施	
5月	・ブロック懇談会で啓発 ・宿泊研修（１年）	・ゴールデンウィークへ向けて（通信の活用） ・地域清掃活動 ・３ＨＰの実施	・ブロック懇談
6月	・ブロック懇談会で啓発	・いじめ、ネットトラブル標語の作成・掲示 ・いじめ防止検討会 ・校外巡視	・「ほっと」実施 ・ブロック懇談
7月	・学校祭	・校外巡視 ・全校集会	
8月	・体育大会	・全校集会 ・３ＨＰの実施	
9月		・校外巡視 ・校外巡視	・個別面談
10月		・全校集会 ・３ＨＰの実施	
11月	・見学旅行（２年）	・校外巡視 ・いじめ防止講話、研修	・「ほっと」実施
12月		・３ＨＰの実施 ・全校集会	
1月		・全校集会	
2月		・３ＨＰの実施 ・校外巡視	・個別面談
3月	・本年度のまとめ ・球技大会	・全校集会	
通年	・委員会、情報交換（毎月２０日）	・校内巡視 ・朝の挨拶運動 ・通信の発行	・１ヶ月を振り返って（毎月１５日） ・面談（必要に応じて）

※ 上記のほか、いじめ防止対策委員会は事案発生に応じて随時開催する。

イ 情報活用能力についての指導

本校では、携帯電話（スマートフォン等を含む）の持ち込みを認めており、その使用については生徒の規範意識（情報モラル）を含めた情報活用能力の向上を図る指導を行っているが、一部の者にしか目に付きにくいネット上でのトラブルが起きている状況にある。

こうしたことから、履修する科目の「情報」を中心に、個人のプライバシーや著作

権など知的財産の保護、収集した情報の管理、受け手のことを想定した情報コンテンツの制作及び発信する情報に対する責任、情報を保護することの必要性とそのため
の法規及び個人の責任等について、一層の指導の徹底を図る。

また、令和4年度(2022年度)新入学生からは、BYODを導入しており、個人の端末を学校の教育活動のあらゆる場面で活用する機会が増えていることから、全ての教職員がその場面に応じて適切にマナーや情報活用能力を身に付ける指導を実践する。

7 いじめの早期発見

本校では、全ての教育活動において、生徒の会話や動きを注意深く観察し、「いじめチェックリスト」(別紙1)にあるサインを見逃さず、「早期発見・事案対処マニュアル[別紙2]」に従って、いじめの早期発見に努める。

(1) 教職員による早期発見

下に例示する場面で「見過ごす」「見逃す」「先延ばし」等をせず、些細な変化があった場合は「いじめ防止対策委員会」(別紙3)(以下、「委員会」という。)に報告し、確実に情報を共有して、いじめの早期発見に努める。

ア ホームルーム担任は、SHR や昼休み、放課後などにおける生徒の動きや会話を観察する。また、保護者とは緊密に連絡を取り合い、家庭内での様子の変化の察知に努める。さらに、副担任や学年付教諭、教科担任と連携し、年に複数回の個人面談を行う。

イ 教科担任は、授業中の生徒の動きや会話を観察する。また、授業に向かう際、授業を終えて職員室に戻る際には、廊下での生徒の動きや会話を観察する。

ウ 部活動顧問は、部活動中の生徒の動きや会話を観察する。特に休憩時間における生徒同士の雑談に傾聴し、部員以外の生徒間のいじめ情報の入手にも努める。また、保護者とは緊密に連絡を取り合い、家庭内での様子の変化を敏感に察知し、いじめの早期発見に努める。

エ 生徒指導部では、生徒からの訴えを傾聴するとともに、生徒との会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。また、生徒指導部では、SNS 等の定期巡視を実施し、情報の把握に努める。

オ 養護教諭は、生徒からの訴えを聴くとともに、生徒との会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。

カ 上記以外の他の教員も、放課後や学校外で本校生徒を見かけた際は、生徒の動きや会話を観察する。

(2) おなやみポスト(別紙4)による早期発見

いつでも、希望があれば匿名であっても、生徒や保護者からの相談を受け付ける相談窓口を生徒指導が設置し、生徒及び保護者への活用を促すものとする。

(3) いじめの調査による早期発見

いじめを早期に発見するため、いじめの状況等を把握するため、在籍する生徒等に対する調査を実施する。また、調査を行った場合は、管理職が結果を保管する。

ア いじめの把握のためのアンケート調査（道教委、年2回）

イ 1か月を振り返って（月1回）

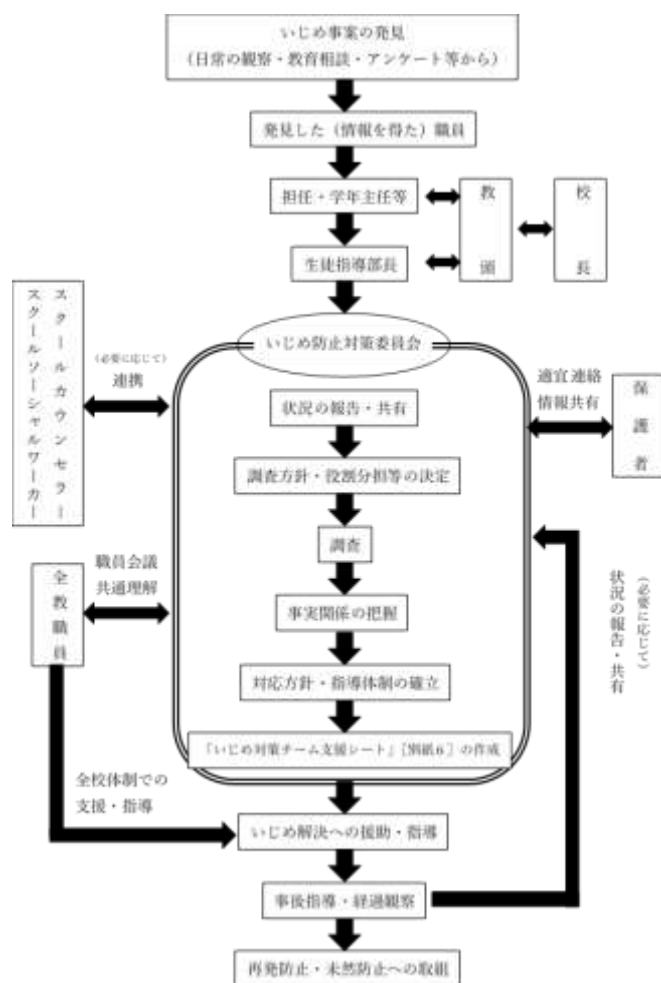
ウ 随時調査

(4) 生徒等啓発指導による早期発見

生徒指導部長等は、機会あるごとに、生徒や保護者がいじめ行為を見たとき、ネット上の誹謗中傷などがあった場合は、すぐに教員に通報するように呼びかけることとする。

なお、通報することは卑怯な行為ではなく、いじめの被害生徒を助ける勇気ある行動であり、全ての本校生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」には大切な行動であることを説明する。

【いじめが発生したときの組織的な対応】



8 いじめへの対処

いじめへの対処に当たっては、発見した教職員は、直ちにいじめを止めさせるとともに、委員会に必ず報告し、以降委員会を中心として、「早期発見・事案対処マニュアル〔別紙2〕」に従って事案に対処する。

特に、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある重大事案については、管理職が指揮・監督し迅速に対応する。

委員会の対処に当たっての留意事項は、次のとおりである。

- (1) いじめの対処に当たっては、被害生徒や通報した生徒の安心・安全を確保するものとする。
- (2) 被害生徒からいじめの内容、行われた日時、場所、加害生徒氏名や関係性などの聞き取りを行い、いじめの構造を明らかにする。また、必要に応じて随時調査の実施を検討する。
- (3) いじめの構造に基づいて、関係生徒等から事実確認を行う。関係生徒等が複数の場合は、それぞれ確認した事実を照合するなどして、いじめの構造の全容を明らかにする。
- (4) いじめの構造の全容が明らかになった時点で、生徒指導部が特別指導等の内容を検討する。

<特別指導の方向性>

ア 加害生徒が過度な自己否定の感情を抱かぬよう配慮し、加害生徒及び保護者に対し、本校はどんないじめも絶対に許さないことを理解させる。

イ 被害生徒の立場になって考えることや、校訓を実践することの大切さに気付かせる指導を行う。

ウ 二度といじめを行わない意思が確認できるまで、特別指導は継続する。

エ 被害生徒への謝罪等については、当該生徒及び保護者の心情に十分配慮し、学校の指揮監督の下で実施する。

- (5) 被害生徒及び保護者には、加害生徒の決意を伝えて安心させるとともに、必要に応じて生徒指導部が支援を行う。
- (6) いじめの第三者の立場にあった生徒に対して、その行動内容に応じた適切な指導を行う。また、必要に応じて全校生徒等に周知し、再発防止の指導を行う。
- (7) いじめへの対処の全てについて指導記録を作成・保存し、必要に応じて関係機関への引継や情報提供を行う。

9 指導体制

一部の教職員や特定の教職員がいじめの問題を抱え込むのではなく、委員会で情報を共有し、組織的に対応する。また、委員会は、普段から対応方法等について全ての教職員に共通理解を図るとともに、生徒に対して第三者的な相談窓口の活用についても周知す

る。

組織的な対応を円滑に進めるためには、個々の教職員の協力が不可欠であることから、次に本校教職員の責務を示す。

- (1) 本校教職員は、生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- (2) 本校教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」に沿って記録するとともに、速やかに委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- (3) 本校教職員は、委員会からの情報共有があった後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- (4) 本校教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- (5) 本校教職員は、いじめ対応ガイドブック「コンパス」の活用や生徒指導に関する研修会に積極的・計画的に参加するとともに、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

10 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。また北海道教育委員会に速やかに報告する。

重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

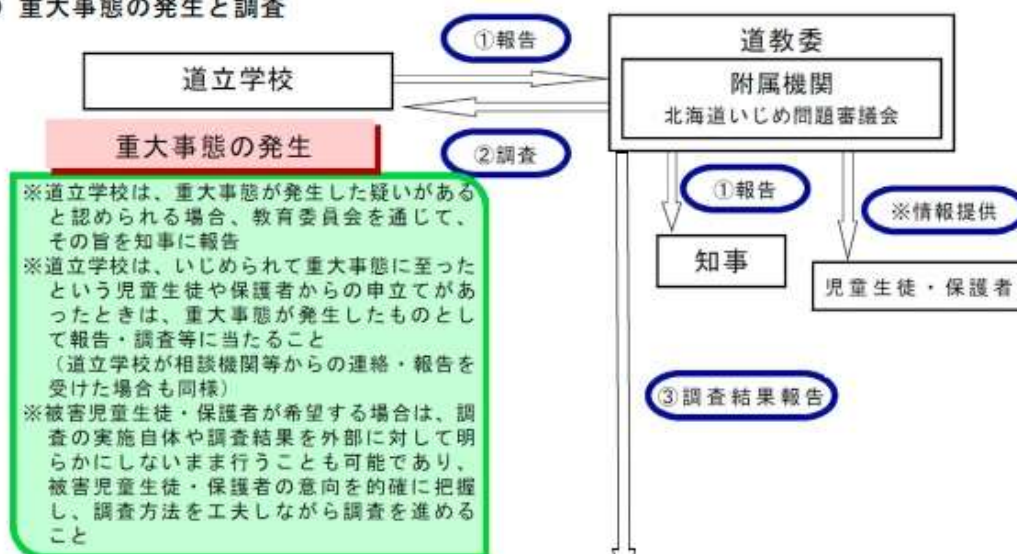
ア (1)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当する。

イ (2)の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に対応する。

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



- 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。
 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- 情報提供については、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- 道教委は、この調査が迅速かつ適正に実施できるよう調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを整備する。
- 道立学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

11 基本方針の周知と点検

- (1) 基本方針の内容が生徒や保護者、地域住民から容易に確認できるように、学校 Web ページへの掲載を行う。また、PTA 総会、学級懇談会等で保護者に説明する。
- (2) 学校評価の評価項目にいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等を設定し、評価結果から目標に対する取組状況や達成状況进行评估し、改善に取り組む。
- (3) 基本方針について、地域や保護者の理解を得るほか、生徒の代表を参画させるなどして、いじめ問題の重要性の認識を深めるとともに、改定や具体的な年間計画の作成や実施についての見直しを図る。

いじめチェックリスト

いじめの対象となっているかも知れない生徒のサイン

【授業中】

- ☐ 教員と視線が合わず、うつむいている。
- ☐ 体調不良を訴える。
- ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。
- ☐ 教室に入室後、遅れて入室してくる。
- ☐ 保健室・トイレに行くようになる。
- ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。
- ☐ 机周りが散乱している。
- ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。
- ☐ 教科書・ノートに汚れがある。

【休み時間等】

- ☐ 弁当にいたずらされている。
- ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。
- ☐ 用のない場所にいることが多い。
- ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。
- ☐ 衣服が汚れていたりしている。
- ☐ 一人で清掃している。

【放課後等】

- ☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。
- ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

【教室】

- ☐ 嫌なあだ名が聞こえてくる。
- ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
- ☐ 壁等にいたずら、落書きがある。
- ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

【家庭】

- ☐ 急に学校や友人のことを話さなくなる。
- ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ☐ スマホをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ☐ 不審な電話や着信音（振動含む）があったりする。
- ☐ 遊ぶ相手が急に変わる。
- ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。
- ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
- ☐ 学習時間が減る。
- ☐ 成績が下がる。
- ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ☐ 自転車がよくパンクする。
- ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。
- ☐ 大きな額の金銭をほしがる。

いじめを行っているかも知れない生徒のサイン

- ☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者 ○ 周囲の生徒や保護者 ○ 学級担任
○ 担任以外の教職員 ○ アンケート調査や教育相談 ○ スクールカウンセラー（S C）
○ 学校以外の関係機関 ○ その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導部長・教頭→校長

いじめ防止対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握 □いじめ認知の判断 □指導方針や指導方法の決定
□対応チームの編成及び役割分担 □全教職員による共通理解 □S Cや関係機関との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援 ○ いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
○ 周囲の生徒への指導 ○ スクールカウンセラーの派遣要請
○ 関係機関との連携（教育委員会、児童相談所、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉えいじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □生徒理解研修や事例研究等実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 □生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層充実 □道徳教育の充実等、豊かな心を育てる指導の工夫 □コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進 □主体的に取り組む協同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価を通じた学校運営委員会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成を促す取組 |
|---|--|---|

北海道本別高等学校「いじめ防止対策委員会」

1 趣旨

いじめは、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることから、「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、いじめの問題の未然防止、早期解決等を図ることとする。

2 委員会規定

（目的）

第1条 本規定は、本校の生徒に関わるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的として設置された「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）の事業、構成などを定めるものである。

（事業）

第2条 委員会は、「北海道本別高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実施、検証、修正を行う。

（構成）

第3条 委員会は、教頭、生徒指導部長及び担当、養護教諭、当該学級担任及び副担任、当該学年付教諭で構成する。

2 ただし、状況に応じて当該教科担任、部活動指導に関わるなどの関係の深い教職員のほか、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。

（役員）

第4条 委員長は教頭とし、事務局を生徒指導部に置き、事務局長は生徒指導部長とする。

（任期）

第5条 任期は1年とする。

（運営）

第6条 委員会は、定例と臨時の2種類とする。

2 定例委員会は、年間計画に基づき、原則として年3回開催する。

3 臨時委員会は、必要に応じて開催できるものとする。

4 委員会の司会は、教頭が行う。

5 委員会の議事の企画、調整は、事務局長が行う。

6 委員会の記録は、事務局が行うとともにこれを保管する。

（附則）

この規程は、令和6年(2024年)X月X日から施行する。

3 委員会の役割

- (1) 「北海道本別高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」
(以下「基本方針」という。)に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実施、
検証、修正を行うこと。
- (2) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う
こと。
- (3) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となること。
- (4) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行
動などに係る情報の収集と記録、共有を行うこと。
- (5) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)
があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係生徒に対するア
ンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、法に基づき積極的にいじめを
認知する。
- (6) いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職
員の役割分担を含む対処方針を策定し、確実に実行すること。
- (7) いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導、保護者との連携といった対
応を組織的に実施すること。
- (8) 基本方針の内容及び本委員会の役割を、生徒や保護者、地域住民等に対して容易に認
識される取組を行うこと。

北海道教育委員会「おなやみポスト」

1 趣旨

本校の生徒が安心して学校生活を送るため、誰にも気付かれずに悩みや問題を相談することができるよう、インターネットを活用した相談体制を構築する。

2 目的

生徒がいじめや体罰、DV などの身に危険を感じるような悩みを持ったときに、メール（おなやみポスト）を活用することで、いつでも個別の相談を受けられるようにする。

3 相談方法

生徒は、北海道教育委員会で周知するお悩みポストのメールアドレスを活用して、随時相談を行うこととする。

4 対応

- ・生徒から受信したメールは、生徒指導部の複数の担当者が相談内容を吟味して、該当生徒から直接相談を受ける担当を決定するものとする。
- ・直接相談を行う場合は、校内で他の生徒に気付かれないように配慮するものとする。
- ・相談の内容によっては生徒指導部と連携するほか、必要に応じて外部機関（警察、児童相談所等）と協力して問題解決に向けたサポートに当たるものとする。

本別高等学校 いじめ対策チーム支援シート

年	組	氏名	年	月	日	現在
---	---	----	---	---	---	----

□ アセスメント

		1 問題点 気になる点、支援が必要なところ	2 問題の背景 原因・背景として考えられるもの	3 自助資源 児童生徒自身のよいところ	4 援助資源 児童生徒の支えになるもの
学習面	・学習状況 ・学習意欲 ・学力レベル 等				
心理・社会面	・情緒面 ・ストレス対処 ・交友関係 等				
進路面	・得意なこと ・将来の夢 ・進路希望 等				
生活面	・学校内外の生活 ・健康状況 等				
家庭面	・生育歴 ・家庭環境 ・親子関係 等				
その他					

指導・援助プラン

指導援助の目的	具体的な支援策					指導援助 の効果
		何をどのようにするのか	いつ	誰が	どこで	
	本人に対して					
	家庭に対して					
	学級（友人等）に対して					
	学級（HR）担任に対して					
	その他（関係機関等）に対して					

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道本別高等学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道本別高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることの認識に立ち、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解消、その他のいじめへの対処のための方策を定める解消、その他のいじめへの対処のための方策を定める。

北海道本別高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消に向け、組織的な校内体制の整備を図り「いじめ防止対策検討委員会」を設ける。

委員会の構成は、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、該当担任、その他関係があると委員長が認めた職員（委員長は教頭）とする。

委員会は、いじめに関する対策・手段・事態改善の主導や措置をおこない、生徒全員が安心して生活できるような必要な措置を講じ実施する。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

学校独自の生活アンケート「1ヶ月を振り返って」を実施し、必要に応じて面談を行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。また教育相談委員会と連携し、相談の内容を把握する。

日常において朝の立ち番、校内巡回を実施し、生徒の状況を観察する。

いじめの問題が発生した時は組織的な対応とし、加害生徒・保護者へ指導するとともに、被害生徒を守る。必要に応じて関係機関との連携を図る。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の北海道本別高等学校のいじめ対策組織担当は、生徒指導部長 田原です。

連絡先0156-22-2052（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
十勝教育局教育相談電話（電 話）	0155-23-4950	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター